

第5章

介護サービス の見込みと 保険料

介護保険料の設定については、今後の国の動向により、
算出・設定して参ります。

第5章 介護サービスの見込みと保険料

1 サービス別見込量

(1) 居宅サービス

①訪問介護

居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問介護（回/月）	50,974	57,352	60,089	64,253	66,475	70,474
訪問介護（人/月）	1,864	2,008	2,086	2,265	2,335	2,467

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅へ訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身の維持等を図ります。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問入浴介護（回/月）	689	707	717	812	838	891
訪問入浴介護（人/月）	152	159	163	184	190	202
介護予防訪問入浴介護（回/月）	14	14	14	14	14	14
介護予防訪問入浴介護（人/月）	3	3	3	3	3	3

③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者等の居宅へ看護師等が訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問看護（回/月）	19,392	20,342	21,294	23,386	24,128	25,549
訪問看護（人/月）	1,616	1,698	1,760	1,922	1,983	2,098
介護予防訪問看護（回/月）	2,974	3,204	3,242	3,505	3,517	3,619
介護予防訪問看護（人/月）	317	330	334	361	362	372

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、要介護者等の居宅へ訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問リハビリテーション(回/月)	2,581	2,670	2,778	3,075	3,182	3,340
訪問リハビリテーション(人/月)	198	206	213	236	244	256
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	870	891	905	982	982	1,011
介護予防訪問リハビリテーション (人/月)	68	70	71	77	77	79

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な要介護者等の居宅へ訪問し、療養上の管理指導を行うサービスで、訪問診療、訪問口腔衛生指導、訪問薬剤管理指導などを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅療養管理指導(人/月)	2,063	2,180	2,238	2,433	2,518	2,665
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	166	169	171	185	186	189

⑥通所介護（デイサービス）

日帰りで介護施設に通う要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援や機能訓練等を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
通所介護(回/月)	30,676	30,998	31,440	34,632	35,712	37,690
通所介護(人/月)	2,967	3,060	3,133	3,450	3,555	3,750

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

日帰りで介護老人保健施設、病院等に通う要介護者等に対し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
通所リハビリテーション(回/月)	6,331	6,744	7,076	7,797	8,050	8,500
通所リハビリテーション(人/月)	770	805	828	913	942	994
介護予防通所リハビリテーション (人/月)	416	423	428	464	465	476

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所する要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援、機能訓練を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
短期入所生活介護(日/月)	8,522	8,709	8,873	9,812	10,174	10,784
短期入所生活介護(人/月)	758	783	807	890	922	976
介護予防短期入所生活介護(日/月)	194	194	194	212	212	221
介護予防短期入所生活介護(人/月)	25	25	25	27	27	28

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所する要介護者等に対し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活の支援を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
短期入所療養介護(日/月)	450	469	484	524	545	584
短期入所療養介護(人/月)	56	58	59	65	67	72
介護予防短期入所療養介護(日/月)	7	7	7	7	7	7
介護予防短期入所療養介護(人/月)	3	3	3	3	3	3

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

在宅の要介護者等が、在宅でできる限り能力に応じ自立した生活を営めるよう福祉用具(車いす、特殊寝台等)の貸与を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
福祉用具貸与(人/月)	4,219	4,409	4,523	5,004	5,166	5,461
介護予防福祉用具貸与(人/月)	1,481	1,555	1,613	1,746	1,746	1,794

⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具購入

在宅の要介護者等が、貸与に馴染まない特殊な福祉用具(腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器等)を購入したときに、購入費用を補助します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
特定福祉用具購入(人/月)	78	82	84	93	97	102
特定介護予防福祉用具購入(人/月)	32	32	33	36	36	37

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者等が、居住する住宅について、手すりの取り付け、段差解消等の一定の住宅改修を行ったときに、改修費用を補助します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
住宅改修(人/月)	66	68	69	76	80	83
介護予防住宅改修(人/月)	42	43	44	47	47	49

⑬居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員が在宅で介護を受ける方の心身の状況、希望等を踏まえ、居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、これらが確実に提供されるよう介護サービス事業所との連絡調整などを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅介護支援(人/月)	6,475	6,739	6,973	7,651	7,888	8,323
介護予防支援(人/月)	1,853	1,937	1,983	2,145	2,145	2,204

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについて、国の指針においては都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことが重要とされていることから、これを踏まえてサービス量を見込みます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護（人/月）	1	1	1	1	1	1

②夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するサービスを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
夜間対応型訪問介護（人/月）	0	0	0	0	0	0

③地域密着型通所介護

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に提供されるサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
地域密着型通所介護（回/月）	7,764	7,907	8,099	8,922	9,183	9,668
地域密着型通所介護（人/月）	953	994	1,034	1,138	1,171	1,233

④認知症対応型通所介護

デイサービスセンターにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行うサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
認知症対応型通所介護（回/月）	1,977	2,091	2,124	2,327	2,410	2,535
認知症対応型通所介護（人/月）	187	198	202	221	229	241
介護予防 認知症対応型通所介護（回/月）	13	13	13	13	13	13
介護予防 認知症対応型通所介護（人/月）	2	2	2	2	2	2

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り居宅での生活を継続できるよう支援することを目的とし、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせてサービスを提供します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
小規模多機能型居宅介護 （人/月）	130	134	140	154	160	169
介護予防小規模多機能型居宅介護 （人/月）	22	22	22	24	24	25

⑥看護小規模多機能型居宅介護

退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携の元、医療行為も含めた「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」を組み合わせてサービスを提供します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
看護小規模多機能型居宅介護 （人/月）	5	5	5	6	6	6

(3) 施設・居住系サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護状態の入所者に対し、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援などを行います。

なお、見込み量については、特例入所者数の見込みも踏まえて定めます。特例入所の運営については、地域における実情等を踏まえ、必要と考えられる事情等を考慮した適切な運営を図ります。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護老人福祉施設（人/月）	1,363	1,426	1,430	1,571	1,632	1,732

②介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護状態の入所者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の支援を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護老人保健施設（人/月）	837	845	853	925	960	1,018

③介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、長期療養生活を送れるように生活施設としての「住まい機能の強化」と「日常的な医学管理」、「看取りやターミナルケア」等の機能とを兼ね備えた施設です。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護医療院（人/月）	32	32	32	39	41	43

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

認知症高齢者（要支援２・要介護者）に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活の支援や機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を送れるようにします。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
認知症対応型共同生活介護（人/月）	450	472	485	494	494	505
介護予防認知症対応型 共同生活介護（人/月）	1	1	1	1	1	1

⑤特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活や機能訓練、療養上の支援を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
特定施設入居者生活介護（人/月）	468	538	574	625	642	671
介護予防特定施設入居者生活介護 （人/月）	68	68	70	70	71	74

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護（人/月）	49	49	49	53	57	59

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（人/月）	203	203	218	226	235	249

（４）介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス

要支援者等に対し、居宅で掃除・洗濯等の日常生活上の支援を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防訪問介護 相当サービス（人/年）	7,260	7,725	8,233	5,914	5,788	5,740
訪問型サービスA（人/年）	42	45	47	35	34	34

②通所型サービス

要支援者等に対し、生活機能向上のための機能訓練等を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防通所介護 相当サービス（人/年）	16,106	17,137	18,263	13,070	12,791	12,685
通所型サービスA（人/年）	427	454	484	400	391	388

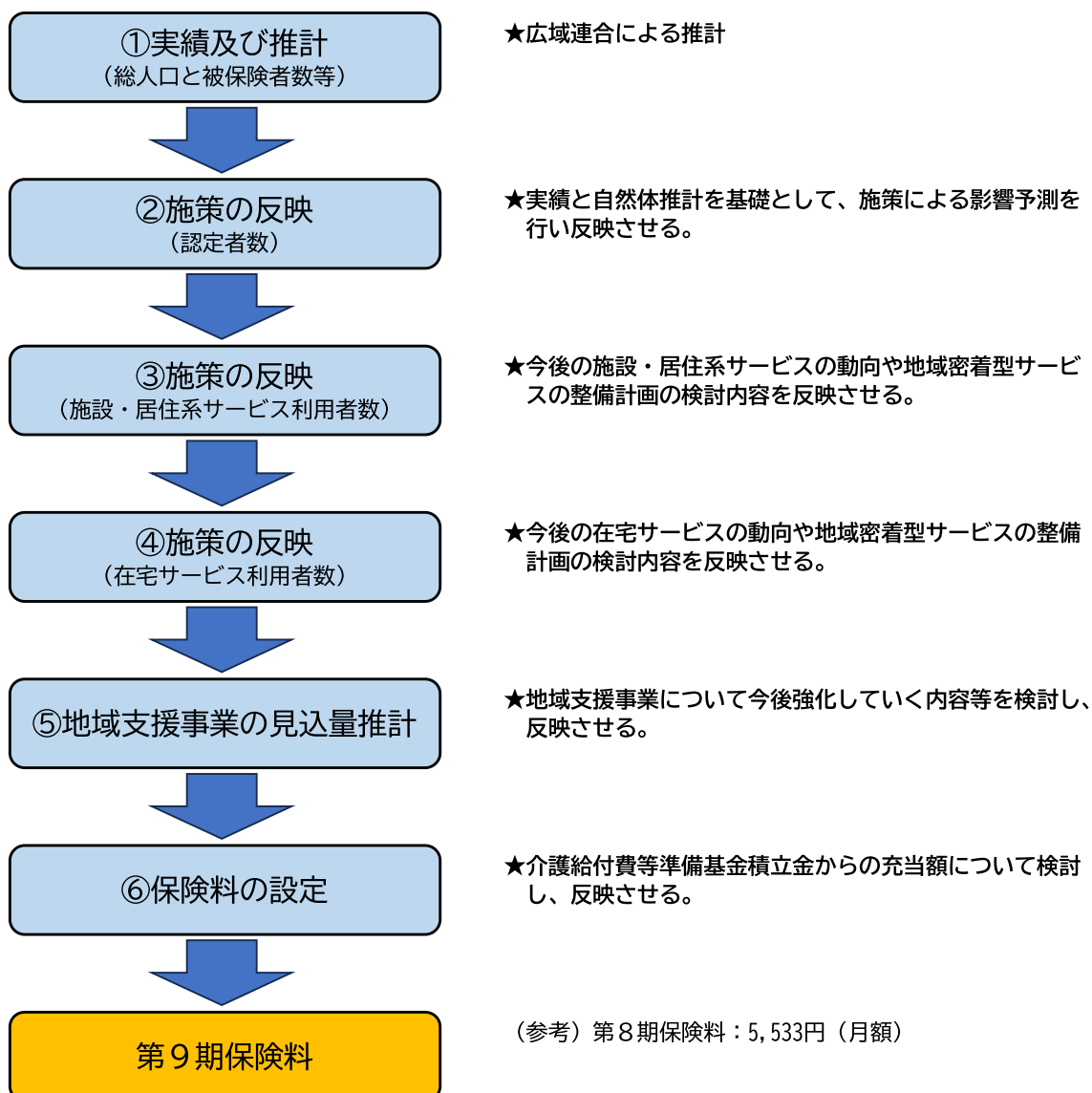
2 介護保険料の設定

(1) 介護保険料設定の考え方

第1号被保険者の介護保険料は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の本計画期間中の介護サービスに要する費用等から設定します。

図表 5-1

■推計の流れ(国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを利用した推計)



(2) 介護サービスに要する費用の見込み

利用人数や利用回数の見込み量等から算出した、今後3年間の介護（予防）サービスの給付費の見込額は次のとおりです。

【介護給付費の見込み】

(千円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅サービス						
訪問介護	現在精査中					
訪問入浴介護						
訪問看護						
訪問リハビリテーション						
居宅療養管理指導						
通所介護						
通所リハビリテーション						
短期入所生活介護						
短期入所療養介護						
福祉用具貸与						
特定福祉用具購入						
住宅改修						
特定施設入居者生活介護						
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	現在精査中					
夜間対応型訪問介護						
地域密着型通所介護						
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型共同生活介護						
地域密着型特定施設入居者 生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護						
看護小規模多機能型居宅介護						
施設サービス						
介護老人福祉施設	現在精査中					
介護老人保健施設						
介護医療院						
居宅介護支援						
介護給付費計（Ⅰ）						

※表中の金額は千円単位としているため、各項目の合計金額が合わない場合があります。
(次頁以降も同様)

【予防給付費の見込み】

(千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度					
介護予防サービス											
介護予防訪問入浴介護	現在精査中										
介護予防訪問看護											
介護予防 訪問リハビリテーション											
介護予防居宅療養管理指導											
介護予防 通所リハビリテーション											
介護予防短期入所生活介護											
介護予防短期入所療養介護											
介護予防福祉用具貸与											
特定介護予防福祉用具購入											
介護予防住宅改修											
介護予防特定施設入居者 生活介護											
地域密着型介護予防サービス											
介護予防 認知症対応型通所介護	現在精査中										
介護予防 小規模多機能型居宅介護											
介護予防 認知症対応型共同生活介護											
介護予防支援											
予防給付費計（Ⅱ）											
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）											

(3) 標準給付費、地域支援事業費等の見込み

総給付費に、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、次のとおりです。

【標準給付費見込額】 (千円)							
項 目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	3年間 の計	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総給付費	現在精査中						
特定入所者介護 （予防）サービス費							
高額介護（予防） サービス費							
高額医療合算介護 （予防）サービス費							
審査支払手数料							
合計							

地域支援事業費及び保健福祉事業費の見込額については次のとおりです。

【地域支援事業費見込額】 (千円)							
項 目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	3年間 の計	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援 総合事業費 ア	現在精査中						
包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営） ・任意事業費 イ							
包括的支援事業（社会保 障充実分） ウ							
地域支援事業費見込額 ア＋イ＋ウ							

【介護予防・日常生活支援総合事業費の見込額】

(千円)

区 分	事業費			3年間の計	事業費		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 介護予防・生活 支援サービス事業	現在精査中						
訪問型サービス (現行相当・サービスA分)							
通所型サービス (現行相当・サービスA分)							
訪問型・通所型サービ ス(関係市町事業分)							
高額介護予防サービス 費相当							
高額医療介護予防 サービス費相当							
介護予防 ケアマネジメント							
(2) 一般介護予防事業							
(3) 審査支払手数料							
介護予防・日常生活支援 総合事業費計 ア							

【介護予防・日常生活支援総合事業費以外の見込額】

(千円)

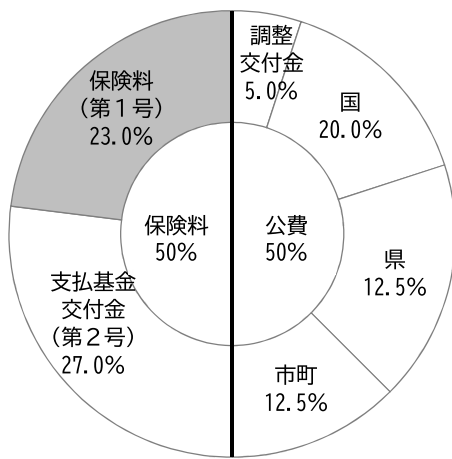
区 分	事業費			3年間の計	事業費		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度	令和17年度	令和22年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	現在精査中						
任意事業							
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) ・任意事業費 イ							

区 分	事業費			3年間の計	事業費		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度	令和17年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	現在精査中						
生活支援体制整備事業							
認知症初期集中支援推進事業							
認知症地域支援・ケア向上事業							
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業							
地域ケア会議推進事業							
包括的支援事業（社会保険充実分）ウ							

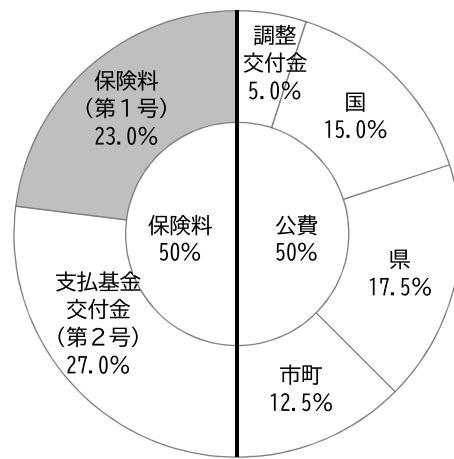
(4) 費用負担の概要

介護保険制度においては、介護保険事業に係る費用のうち、利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として 50.0%を被保険者の保険料、50.0%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として 23.0%を第1号被保険者、27.0%を第2号被保険者が賄うことになります。

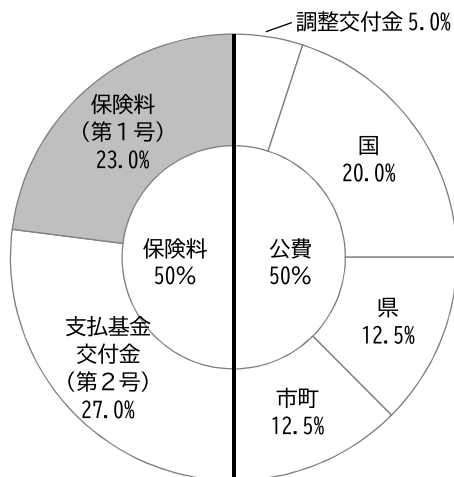
【介護給付費（居宅給付分）】



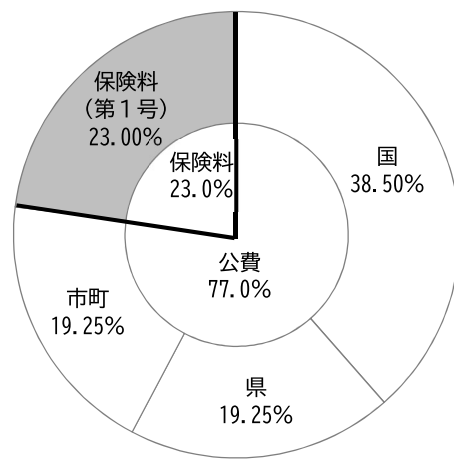
【介護給付費（施設分）】



【地域支援事業（総合事業）】



【地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）】



(5) 所得段階別保険料率の設定

広域連合では本計画における所得段階を見直し、13 段階から 15 段階へと多段階化するとともに、保険料率の見直しを行いました。

なお、保険料の自主納付の方法として、コンビニ納付、口座振替に加え、スマートフォン決済に対応することで、被保険者の納付の利便性向上や収納率向上を図ります。

【公費投入による保険料の軽減】

所得段階	軽減前の保険料率	公費負担の保険料率	軽減後の保険料率
第1段階	現在精査中		
第2段階			
第3段階			

※公費は、国が2分の1、県が4分の1、広域連合が4分の1の割合で負担しています。

【前計画との比較】

令和3～5年度

令和6～8年度

保険料基準額：5,533円

保険料基準額：現在精査中

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.3 (0.45)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.5 (0.65)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.7 (0.75)
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	1.95
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00

保険料率の見直し

多段階化・保険料率の見直し

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第5段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が680万円以上800万円未満の人	
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	
第15段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	

現在精査中

注1) 「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」（収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額）のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

注2) 「その他の合計所得金額」は、注1)の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。

注3) 保険料率の括弧書き()は、公費負担による負担軽減前の保険料率です。

注4) 下線部は、前計画からの変更箇所です。

(6) 第1号被保険者の所得段階別見込み

第1号被保険者の所得段階別見込みは、次のとおりです。

所得段階別加入割合補正後被保険者数は、所得段階別被保険者数に保険料率を乗じた人数の合計で計算しています。

所得段階	保険料率	所得段階別被保険者数（見込み）（人）			合計（人）	割合
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
第1段階	現在精査中	9,117	9,107	9,099	27,323	11.0%
第2段階		5,857	5,851	5,846	17,554	7.1%
第3段階		4,801	4,796	4,792	14,389	5.8%
第4段階		10,606	10,595	10,586	31,787	12.8%
第5段階		13,110	13,096	13,084	39,290	15.8%
第6段階		13,075	13,061	13,049	39,185	15.8%
第7段階		13,765	13,751	13,738	41,254	16.6%
第8段階		6,367	6,360	6,355	19,082	7.7%
第9段階		2,208	2,206	2,204	6,618	2.7%
第10段階		1,138	1,137	1,136	3,411	1.4%
第11段階		643	642	641	1,926	0.8%
第12段階		422	422	421	1,265	0.5%
第13段階		333	332	332	997	0.4%
第14段階		359	359	359	1,077	0.4%
第15段階		984	983	980	2,947	1.2%
総合計		82,785	82,698	82,622	248,105	
※補正後		現在精査中				

※補正後：保険料算出時に使用する「所得段階別加入割合補正後被保険者数」

注1）保険料率の括弧書き（）は、公費負担による負担軽減前の保険料率です。

(7) 保険料基準額の算出

介護保険事業は、広域連合が保険者となり、事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、介護サービス量等の見込みに応じてそれぞれの保険者で決定します。なお、介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、保険料についても、原則として3年間同額とされています。

介護給付費等の推計を基に算定した保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

（千円）

項 目	金 額
標準給付費 + 地域支援事業費計（A）	現 在 精 査 中
第1号被保険者負担分相当額（B）＝（A）×23.0%	
調整交付金 ^{注1} 相当額（C）	
調整交付金見込額（D）	
介護給付費準備基金取崩額（E）	
市町村特別給付費 ^{注2} （F）	
保険料収納必要額 （G）＝（B）＋（C）－（D）－（E）＋（F）	

項 目	割 合
予定保険料収納率（H）	現在精査中

項 目	人 数
所得段階別加入割合補正後被保険者数（I）	現在精査中

項 目	金 額
第1号被保険者の保険料基準額（月額） （J）＝（G）÷（H）÷（I）÷12	現在精査中

※注1 調整交付金…保険給付（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）までの期間については、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用も含みます。）の国庫負担のうち5%とされていますが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されます。広域連合では例年5%未満の交付率となっており、差引負担分は第1号被保険者の保険料収納必要額に上乗せされます。

※注2 市町村特別給付費…広域連合が独自に実施している利用者負担金の減免制度に該当する給付費用です。

(8) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおりです。

(円)

所得段階	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	現在精査中		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人			
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人			
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人			
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人			
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人			
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人			
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人			
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の人			
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人			
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人			
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人			
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が680万円以上800万円未満の人			
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人			
第15段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人			

※月額是小数点以下切り捨て、年額は100円未満切り捨て

注1) 「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

注2) 「その他の合計所得金額」は、注1)の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。

注3) 保険料率、月額、年額の括弧書き()は、公費負担による負担軽減前の保険料率、保険料額です。